

# 相続人調査の 困難事例

問題へのアプローチと  
実務対応

特殊事情がある相続人、  
血縁者以外、旧外地・涉外案件等

編著

山田 猛司

全国公共嘱託登記司法書士協会協議会  
名誉会長

新日本法規

# は し が き

近年、社会的問題となっている相続登記未了土地の解消作業については、令和元年の相続法の改正や令和3年の民法等の一部を改正する法律により相続関連の実体法や手続法がいろいろと改正されたところですが、令和6年4月1日からは相続登記の義務化が開始され、正当な理由なくして相続をしてから3年以内に相続登記をしないと10万円以下の過料に処せられる可能性が出てきました。この相続登記の義務化は過去の相続案件に対しても適用されるので、今まで相続関係や親族関係に複雑な事情があったり、証明資料の収集が困難で塩漬けになっていた未解決の相続登記に関しても対応する必要性が生じることとなります。

そうした状況下で、新日本法規出版株式会社から「相続人調査の困難事例 問題へのアプローチと実務対応—特殊事情がある相続人、血縁者以外、旧外地・渉外案件等—」という本の企画をいただきました。

時宜に適した企画であり、私が所属している公共嘱託登記司法書士協会のメンバーであれば共同執筆で協力してもらえるのではないかと思います、お引き受けしたのですが、打ち合わせしているうちに内容が多岐にわたり、北方領土問題であったり、また渉外相続登記等も書いてみてはいかがかという提案も出てきて、今回は相続人調査に造詣の深い公共嘱託登記司法書士協会のメンバー以外にも、戸籍の専門家である石川先生や、いつかは共同執筆したいと思っていた旧友でもある北海道の遠藤先生や渉外司法書士協会の会長も歴任された山北先生にも共同執筆に参加していただきました。

本書のQ&A編では、相続人調査が困難な場合に押さえておきたい「戸籍等の収集・確認方法」や「調査実施時の留意点」等の基本事項を解説し、ケース編では、相続人の調査に困難が伴う事例を取り上げ、

各事例の問題点へのアプローチ方法と実務対応を解説し、適宜参考となる書式を登載しており、内容としても相続人を調査するにあたり、疑問点や問題点についてはある程度解消できるレベルまでの本ができたと自負しております。

本書が、少しでも皆様の問題解決の一助となれば幸いです。

最後になりましたが、新日本法規出版株式会社の田代隆志様には多大なるご協力をいただきましたことをこの場をお借りして感謝申し上げます。

令和8年4月

全国公共嘱託登記司法書士協会協議会  
名誉会長 山田 猛 司

## 編集者・執筆者一覧

### <編集者>

山田 猛司（司法書士）

全国公共嘱託登記司法書士協会協議会 名誉会長

### <執筆者及び所属協会>（五十音順）

石川 和博（司法書士）

公益社団法人 東京公共嘱託登記司法書士協会

遠藤 豊和（司法書士）

釧路司法書士会

岡野 直史（司法書士）

公益社団法人 東京公共嘱託登記司法書士協会

佐瀬 比幸子（司法書士）

公益社団法人 埼玉県公共嘱託登記司法書士協会

藤井 浩一（司法書士）

一般社団法人 神奈川県公共嘱託登記司法書士協会

山北 英仁（司法書士）

東京司法書士会

山田 猛司（司法書士）

公益社団法人 東京公共嘱託登記司法書士協会

## Q 5 相続人や相続分の変遷で注意すべきことは？



相続人や相続分の変遷で注意すべきことは何でしょうか。



相続人や相続分については、解説1の一覧表に記載のとおりの変遷があります。大きな改正は旧民法と応急措置法及び昭和23年の新民法ですが、その他、昭和37年の民法改正と昭和56年の民法改正にも注意が必要です。

その他、平成25年の嫡出子と非嫡出子の相続分の違いを違憲とする最高裁決定があり、それに対応する民法改正が平成25年ありましたが、その経過措置についても注意する必要があります。

### 解 説

#### 1 相続人及び相続分の変遷一覧

期 間	相続人	相続分
新民法 現在～ 昭和56年1月1日	第1 子 第2 直系尊属 第3 兄弟姉妹 ※配偶者は常に 相続人	配偶者 (1/2)、子 (1/2) 配偶者 (2/3)、直系尊属 (1/3) 配偶者 (3/4)、兄弟姉妹 (1/4) ※兄弟姉妹は子のみ代襲
新民法 昭和55年12月31日～ 昭和23年1月1日	第1 子 第2 直系尊属 第3 兄弟姉妹	配偶者 (1/3)、子 (2/3) 配偶者 (1/2)、直系尊属 (1/2)

		※配偶者は常に相続人	配偶者（2/3）、兄弟姉妹（1/3） ※兄弟姉妹も代襲あり
応急措置法 昭和22年12月31日～ 昭和22年5月3日		第1 直系卑属 第2 直系尊属 第3 兄弟姉妹 ※配偶者は常に相続人	配偶者（1/3）、直系卑属（2/3） 配偶者（1/2）、直系尊属（1/2） 配偶者（2/3）、兄弟姉妹（1/3） ※兄弟姉妹は代襲なし
昭和22年 5月2日 ～旧民法	遺産相続	第1 直系卑属 第2 配偶者 第3 直系尊属 第4 戸主	
	家督相続	家督相続人（家督相続人の順位は後記）	

## 2 旧民法時代の相続における留意点

相続人及び相続分の変遷は上記のとおりですが、Q4にも記載したとおり旧民法では親子関係が現行民法とは違うことがあり、家督相続と遺産相続の二本立てだったので、被相続人が戸主か家族かを判断する必要があります。なお戸主であった時期や財産留保にも注意する必要があります。

旧民法時代は家制度があったので家を守るものとして戸主がいて、家の財産は全て戸主名義の財産となっていました。したがって戸主に相続が開始すると家の承継者としての家督相続人一人のみに家長としての地位と家の財産が承継されることとなります。

しかし、戸主以外の家族には固有の私有財産を認めていましたので、

その私有財産については所有者の死亡により遺産相続が開始します。ただし、その遺産相続人は配偶者も含めて順位が定められている点や兄弟姉妹には相続権がない等が現在の遺産相続とは違いますので、その点も注意する必要があります。

なお、隠居後に取得した財産は遺産相続の対象となり、また財産留保制度もありましたので、戸主であった時期についても留意する必要があります。さらに対象財産が留保財産かどうかを確認する必要もあります。

#### 【家督相続人の順位】

第1	第1種の法定家督相続人	同一戸籍の直系卑属（旧民970～974）
第2	指定の家督相続人	戸主から指定（旧民979①）
第3	第1種選定の家督相続人	選定される（旧民982・983）
第4	第2種の法定家督相続人	家族たる直系尊属（旧民984）
第5	第2種選定の家督相続人	親族会が選定（旧民985）

#### 【遺産相続人の順位】

第1	直系卑属（同一家族たることを要しない。）
第2	配偶者
第3	直系尊属（同一家族たることを要しない。）
第4	戸主

※兄弟姉妹は法定相続人ではない。

旧民法中の家督相続（人）と遺産相続（人）を比較すると以下のとおりです。

## Case20 被相続人の出生地が北方領土の場合

土地売却のため、登記簿を取り寄せたところ、登記名義人が戦前に死亡した曾祖父Aのままになっていました。この相続登記を申請したいのですが、Aが20歳くらいの時代となる戸籍は、「北方領土にある」と母から知らされました。

北方領土の戸籍はどのように取得したらよいですか。

### ア プ ロ ー チ

相続登記の申請には、基本的に被相続人の出生から死亡するまでの戸籍謄本が必要となりますが、その本籍地の記載に「北方領土」と記載がある場合、戸籍等の証明書を取得できる場合とできない場合がありますので、初めに「北方領土」の次に記載されている行政区画を確認します。

### 解 説

#### 1 「北方領土」とは

「北方四島」<sup>えとろふとう くなしりとう しこたんとう はばまいぐんとう</sup>（択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島）が外国の領土となったことはありませんが、第二次世界大戦末期の1945年8月9日、ソ連は、当時まだ有効であった日ソ中立条約に違反して対日参戦し、日本がポツダム宣言を受諾した後の同年8月28日から遅くとも9月5日までの間に北方四島の全てを占領しました。

当時四島にはソ連人は一人もおらず、日本人は四島全体で約1万7,000人が住んでいましたが、ソ連は1946年に四島を一方的に自国領に「編入」し、1948年までに全ての日本人を強制退去させました。今日に至るまでソ連、ロシアによる不法占拠が続いています。

明治維新以降、地方行政制度が施行され、終戦時、「北方四島」のうち歯舞群島は北海道根室半島に本村を有していた歯舞村の離島でした。歯舞村は、昭和34年根室市に編入、合併されたため現在は根室市です（根室市HP）。

そして、色丹島には色丹（しこたん）村、国後島には泊（とまり）村及び留夜別（るやべつ）村、択捉島には留別（るべつ）村、蘂取（しべとろ）村及び紗那（しゃな）村が置かれており、昭和20年8月15日現在における人口は、四島全体で3,124世帯、1万7,291人と公表されています。

## 2 「北方領土」における戸籍請求について

北方領土に関わる戸籍は、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」（昭和57年法律85号）11条により区分して戸籍事務が担われています。

### 【ケース1】 歯舞群島の記載がある場合

- ① 北方領土で保管されていた戸籍等のうち「歯舞群島」と記載がある戸籍は「根室市」が保管していますので、根室市に戸籍等の請求をします。
- ② 根室市への戸籍請求は、一般的な戸籍の請求方法と異なりません。
- ③ また、令和6年3月1日以降「広域交付」の適用がありますので、広域交付を利用すると、根室市への郵送処理を行わずとも根室市以外の市区町村窓口から取得できます。

### 【ケース2】 歯舞群島以外の記載がある場合

- ① 上記【ケース1】以外の戸籍等の場合には、「釧路地方法務局根室支局」に戸籍等の請求をしますが、保有している行政区の戸籍は、次の6村の戸籍等となりますから、該当する行政区域以外の場合に

は、取得することはできません。保有戸籍等の内訳は下記のとおりです。

- ・色丹（しこたん）村
- ・泊（とまり）村
- ・留夜別（るやべつ）村
- ・留別（るべつ）村
- ・薬取（しべとろ）村
- ・紗那（しゃな）村

**【北方領土地域戸籍除籍原簿・副本保管一覧（令和7年4月1日現在）  
～北方四島編～】**

島名	群名	村名	戸籍原簿		除籍原簿		戸籍副本		除籍副本		本籍人口
			冊数	本籍数	冊数	本籍数	冊数	本籍数	冊数	本籍数	
歯舞群島	花咲群	歯舞村：はほまいむら	1		19						48
色丹島	色丹郡	色丹村：しこたんむら					4	231	2	127	887
国後島	国後郡	泊村：とまりむら					13	1,140	12	833	4,235
		留夜別村：るやべつむら					8	570	7	378	2,350
択捉島	択捉郡	留別村：るべつむら					8	551	4	307	1,949
		薬取村：しべとろむら	2	86		11	3	148	3	140	577
		紗那村：しゃなむら	6	203	1	39	6	354	6	375	1,410
小計			9	289	20	50	42	2,994	34	2,160	11,456

(注1) 歯舞群島は本土の花咲郡が歯舞村に属していたので、戸籍関係は、歯舞村（現在根室市）が保管。

歯舞村（歯舞諸島を含む。）分として簿冊は、明治28年～昭和56年分であり、昭和57年以降分は歯舞諸島分も含めた根室市全体として簿冊管理のため、その後変動している。

(注2) 本表中、本籍人口は、戸籍副本による。

(注3) 本表中、薬取村の除籍原簿は、戸籍原簿とともに合綴している。

- ② 交付請求書は釧路地方法務局根室支局のホームページ記載のとおりで、手数料が「無料」であることを除けば、他の郵送による戸籍の請求方法と同じとなります。

## Case24 祖父の代にブラジルに移住した親族の相続関係が不明の場合

ある土地の所有権登記名義人が、戦前に亡くなった人の氏名のままになっています。相続人に戸籍を取ってもらったところ、長男である相続人は日本で生まれましたが、弟はブラジルで出生した旨が身分事項欄に記載されています。聞くとところによると戸籍に記載されていない兄弟姉妹もいるとのこと。ブラジル在住の相続人探索の方法を教えてください。

### ア プ ロ ー チ

被相続人名義のまま、相続登記手続が放置されている土地のケースは、相続登記をしても他に売却を予定することができない土地、すなわち、地方の田、畑、山林、雑種地に多く見られます。まれに、先祖代々の自宅等についても、その先祖の登記名義のまま放置されているケースも見受けられます。これらの土地が相続登記をしなければならなくなる端緒として多くの場合は、地方自治体による道路拡幅に伴う土地買収の際に、土地買収の前提として相続登記が必然となるため、買受対象土地の登記名義人の相続人確定が必要となるケースです。その一例として、被相続人の代又はその相続人の代に、移民としてブラジル等へ移住している相続人の探索が非常に困難になっている場合があります。そこで、ブラジル移民の歴史と、ブラジルにおける相続人探索方法について解説します。

### 解 説

#### 1 ブラジル移民の歴史

独立行政法人国際協力機構の海外移住資料館のホームページによれ

ば、日本人の海外移住は、1866年に海外渡航禁止令（鎖国令）が解かれてから、既に150年以上の歴史があるとのこと。ハワイ王国におけるサトウキビ・プランテーションでの就労に始まり、アメリカ合衆国、カナダといった北米への移住、その後1899年にはペルー、1908年にはブラジルへと移住が行われました。そして、1924年にアメリカで制定された「排日移民法」によって、日本人のアメリカへの入国が禁止されると、主だった移住先は北米から南米へと移りました。その結果、第二次世界大戦前には約77万人、大戦後には約26万人が海外へ移住したとのこと。また、外務省のホームページによると、ブラジルには日系人が150万人住んでおり、その3分の2がサンパウロ州在住で、中でもサンパウロ市には約40万人の日系人が住んでいます。また、約30万人のブラジルからの日系人が日本に在住していますが、その多くはサンパウロやその周辺の出身者です。司法書士の任意団体であるNPO法人渉外司法書士協会において、南米を中心に海外無料相談会を開催しましたが、その第4回目は、平成12年11月にブラジル・サンパウロ日本文化協会（現在は、ブラジル日本文化福祉協会）会館で2日間の相談会、第5回目の平成13年11月には、ブラジル・ベレン市の汎アマゾン日伯協会会館で2日間、ブラジル・サンパウロ日本文化協会会館で2日間の都合4日間、相談会を開催しました。都合6日間の相談件数は179件に達し、その相談内容の主なものは、日本の被相続人名義の遺産についての、日系2世、3世の相続人からの相続問題でした。

## 2 ブラジルにおける相続人探索方法

### (1) 世代によるブラジル移住ケース

#### ア 祖父の代よりブラジルへ移住している場合

日本で婚姻した後にブラジルに移住した場合には、配偶者の名や誰



新日本法規